

ニラ三十日間出勤停止ヲ余レ日給半額ヲ支給ス  
ハ出勤停止中ハ謹慎ノ意ヲ表シ工場ニハ絶対ニ出入  
セザル事

ハ今回ノ争議ニ関スル誓約書(争議遂行ヲ期シ且結  
シテ違背セザル意味ノモノ)ハ即時破棄スル事

ハ数領事項ハ會社ニ於テ相當考慮ス

右及申(通)報候也

別記

数領書

東京鉄管コングリート株式会社従業員一同

東京鉄管コングリート株式会社 御中

吾々一同生活ノ安定及身体健康ヲ期サレガ爲メ左記条項ニ依リ数領候也

ハ一般職工ニ対シ本給ノ三割五分ノ昇給ヲナスコト

ハ従来雇用ノ臨時職工ヲ本工ニナスコト

ハ晝食休憩時間同一時間トナスコト

ハ皆勤制度ヲ設ケルコト

ハ退職手当制度ヲ設ケ一ヶ年以上三ヶ年未満ノ者ハ一ヶ年ニ対シ五十圓三ヶ年

以上一ヶ年毎ニ六十圓ヲ支給スルコト

ハ第ケ崎工場ハ従前通事業ヲ遂行スルコト

ハ請負制度ハ本給外ヲ以テ請負トナスコト

ハ一ヶ年二期ノ定期昇給ヲナスコト

ハ出張者ニハ本給外ニ手当シテ一日三十圓ヲ給シ食住ハ會社ニ於テ補給ヲナ  
スコト(通勤出張者ニハ弁当料七十錢ヲ支給ナスコト)